

大 監 第 114 号
平成19年3月15日

大阪市監査委員 高 橋 敏 朗
同 高 瀬 桂 子

住民監査請求について（通知）

平成19年2月22日付けであなたから提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

なお、本件住民監査請求に関しては、議員から選任された監査委員である新田 孝及び奥野正美は、地方自治法第199条の2の規定に基づき、除斥となっています。

記

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

大阪市会議員一人あたりの政務調査費交付額は、月額60万円という高額ながら、平成18年度分から5万円以上の使途について領収書を添付して公開することになったが、平成17年度までその使途についてなんら明らかにされないどころか、領収書等証拠書の添付も必要なく、検査も求めない交付条例のままに放置されてきた。

今回、平成17年度の政務調査費収支報告書について検討した結果、使途についての説明が皆無であり、市民にたいして説明責務を完全放棄した姿勢自体が違法と言わねばならない。各地の判例などを参考に、各会派の使途を点検した結果、議員活動と按分すべきものについて特定した。また、使途の詳細を公開している会派については、その支出内容は極めて政務調査とはほど遠い内容である。これら市の損害である238,986,368円について返還を求める。

監査委員は、各会派の帳簿及び領収書等を精査の上、さらに詳細に目的外

支出について特定しあるいは議員活動費と按分して、違法不当な政務調査費の支出分を返還させるなど必要な措置を講ずるよう勧告されることを求める。

なお、本来であれば各会派の経理責任者あるいは議長がその用途について厳しく検査し是正すべきところ、今日までその責務を怠っている。

2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

本件請求は、請求人が、「本来であれば各会派の経理責任者あるいは議長がその用途について厳しく検査し是正すべきところ、今日までその責務を怠っている。」と主張していること等から、議員（会派経理責任者）、議長についての怠る事実を対象としているものと解される。

しかしながら、地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員についての一定の財務会計上の行為若しくは怠る事実（以下「財務会計上の行為等」という。）を住民監査請求の対象と定めており、また、議員、議長については、最高裁判決（昭和 62 年 4 月 10 日）、学説等により、住民監査請求の対象である財務会計上の行為等を行う権限を有しないものとされている。

したがって、本件請求は、法第 242 条の要件を満たさないものと判断する。